

# 町・県民税 所得税確定

# 申告をお忘れなく

2月17日(月)▶3月17日(月)まで

今年の町・県民税の申告と、所得税の確定申告の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです(土・日曜日は除く)。申告は、町・県民税や国民健康保険税、介護保険料などの正しい税額等の算定のために重要なものですので、収入の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告期間中は、日によって大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。また、期限近くの申告では、書類の不備により申告期限を過ぎてしまうことも考えられます。必要な書類は、余裕を持ってご準備ください。

## 町・県民税

### ◆申告が必要な方

平成26年1月1日現在、鳩山町に住所があり、次の事項に該当する方。

- ① 営業・農業・地代・家賃・利子・配当・年金などの所得のあった方
- ② 給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書の提出のなかった方や給与所得以外に所得のある方、雑損控除・医療費控除を受けようとする方
- ③ 配当所得のある方で、所得税の源泉分離課税を選択した方
- ④ 所

## 町・県民税の申告受付と所得税の納税相談日

月日(曜日)	対象地区	会場・受付時間
2月		
17日(月)	石坂一・石坂二・鳩山団地	鳩山町役場3階 305・306会議室  午前9時～11時 午後1時～4時  (申告の状況により長時間お待ちいただくことがあります。)
18日(火)	松ヶ丘一・二丁目	
19日(水)	松ヶ丘三・四丁目	
20日(木)	楓ヶ丘一・二丁目	
21日(金)	楓ヶ丘三・四丁目	
24日(月)	鳩ヶ丘一・二丁目	
25日(火)	鳩ヶ丘三～五丁目	
26日(水)	大橋・奥田	
27日(木)	須江・竹本	
28日(金)	泉井・高野倉	
3月		
3日(月)	上熊井・下熊井	
4日(火)	小用	
5日(水)	大豆戸	
6日(木)	赤沼	
7日(金)	今宿	
10日(月)	全地区 ※土・日曜日を除く	
17日(月)		

■所得税の納税相談で、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得などがある方は、開設期間中は、所得税の確定申告会場(東松山市民文化センター)へお願いします。また、納税相談の内容によって受付が困難と思われるものは、東松山税務署の対応となる場合があります。

得のない方(学生・未成年者など)も非課税の判定、扶養認定などの資料として使用されますので、申告書を提出してください。⑤平成26年1月1日現在、鳩山町に事務所や事業所、または家屋敷を有し、鳩山町に住所がない方 ※所得税の確定申告をされた方は、町・県民税の申告は必要ありません。

### ◆申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 給与所得者は源泉徴収票等
- ③ 事業所得者は必要な帳簿書類等
- ④ その他の

所得者は所得金額が証明されるもの ⑤国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書や支払証明書 ⑥生命保険・損害保険の領収書や支払証明書 ⑦医療費控除を受けられる方は医療費の領収書 ⑧障がい者の方(扶養者を含む)は身体障害者手帳・みどりの手帳、または精神障害者保健福祉手帳等 ⑨学生は学生証等 ※②～⑨については、原本をご持参ください。

### ■問合せ 役場税務課

☎29615892

## 介護保険料などは 社会保険料控除の対象に

平成25年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収者(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票、普通徴収者(個人納付)は領収書をご確認ください。口座振替の方は平成25年中に振替された合計額となります。なお、介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合

## 税務署からのお知らせ

### ○復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。  
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

### ○公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。  
詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。  
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

## 平成26年度(25年分)適用税制改正

### ○均等割の税率の引き上げ

東日本大震災から復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、**個人町民税の均等割の税率を3,000円から500円引き上げ3,500円となります。**  
※なお、個人県民税の均等割の税率についても、1,000円から500円引き上げ1,500円となります。町・県民税合わせて1,000円引き上げられます。

	町民税	県民税	合計
改正前（平成25年度まで）	3,000円	1,000円	4,000円
改正後（平成26年度～35年度まで）	3,500円	1,500円	5,000円

### ○給与所得控除の改正(給与所得の上限設定)

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、**245万円の上限が設けられました。**  
※この改正は、所得税については平成25年分、住民税については平成26年度分以降について適用されます。

### 臨時福祉給付金のお知らせ

申告を行った結果、平成26年度分の町民税（均等割）が課税されない方は、「臨時福祉給付金」の給付対象となる可能性があります。詳細は13ページをご覧ください。

## 所得税

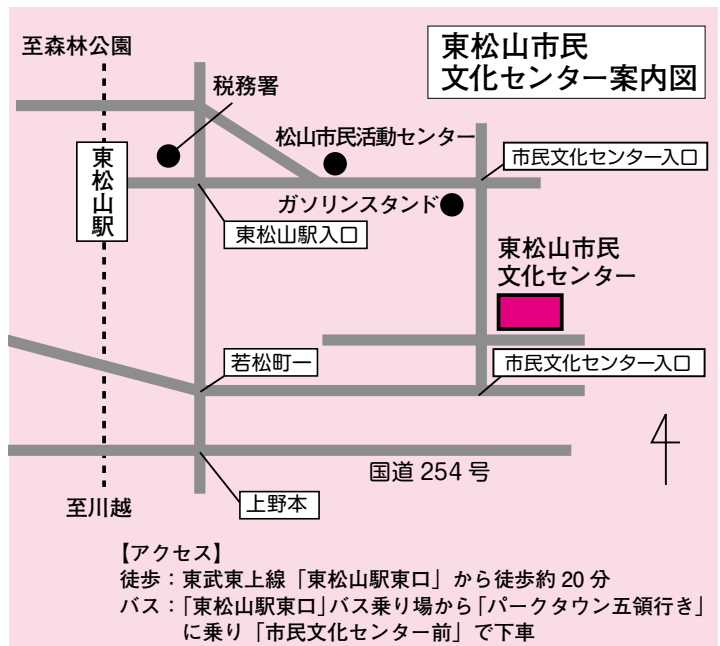
### ◆確定申告が必要な方

給与所得者は、通常、年末調整で所得税が精算されるため、確定申告をする必要はありませんが、次のような方は申告をしてください。

①給与所得以外に20万円以上の所得があった方 ②平成25年中の給与の収入金額が2千万円を超えている方 ③給与を2か所以上から受けている方  
また、医療費控除を受けるなどの還付申告は2月17日（月）以前でも、東松山税務署に申告書を提出することができます。

所得税の確定申告会場は  
東松山市民文化センターへ

■開設期間 2月17日（月）～3月17日（月） ※土・日曜日を除きます。  
■会場 東松山市民文化センター 大会議室（東松山市六軒町5-12）  
■受付時間 午前8時30分～午後4時（相談時間は午前9時～午後5時まで）  
※この期間、東松山税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。  
■問合せ 東松山税務署 ☎049312210990（自動音声がかかります。）



確定申告書を提出される方は、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算される「確定申告書等作成コーナー」（<http://www.nta.go.jp/>）もご利用ください。

### 要介護認定を受けた方へ

介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは左記までご相談ください。

### ■問合せ

介護保険・後期高齢者医療は高齢者支援課 ☎296-1210  
国民健康保険税は町民課 ☎296-5891  
国民年金保険料に関することは控除証明書専用ダイヤル ☎0570-0701117  
（P電話からは ☎03-167001130）

があります。